資料1

国民健康保険中央会について ≪事務・事業説明資料≫

法人概要

≪基礎データ≫

【22年度】【(参考)21年度】

// 4D 4並 /士 生il 🖴

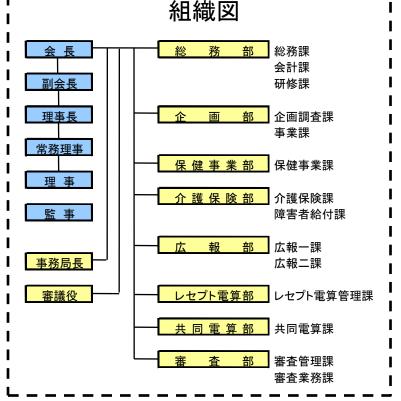
役員	24人 (常勤役員 5人 非常勤役員 19人	うち 国家公務員出身者	2人	4人
職員	89人 (このほか 非常勤職員 0人	うち 国家公務員出身者	3人	5人
予算	6,277.3億円	うち 国からの財政支出	40.8億円	61.4億円

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、 うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1 日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

≪主な国庫補助事業≫

事務•事業	予算	うち国からの 財政支出
レセプト審査体制の向上の推進に関する事業等 (国民健康保険団体連合会等補助金)(補助)	48.3億円	14.8億円
介護保険制度における介護報酬の審査支払等 に関する事業(介護保険事業費補助金)(補助)	28.8億円	5.7億円
障害者自立支援給付支払等システムに関する事業(給付費支払システム事業費)(補助)	14.3億円	10.1億円
後期高齢者医療制度の円滑な運営に関する事業(後 期高齢者医療制度関係業務事業費補助金)(補助)	26.3億円	10.1億円
医療費情報総合管理分析システム に関する事業(委託)	0.1億円	0.1億円

≪組織	管理部門の割合		
		(全体)	13.4%
本部	8部14課 (89人)	うち管理部門 1部2課(12人)	13.4%
地方	_	_	_

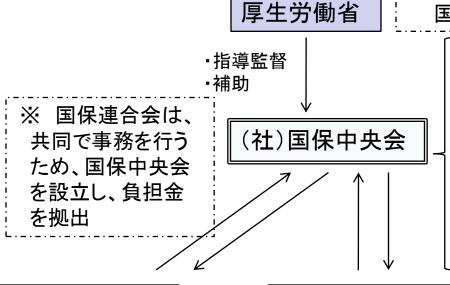


国保中央会とは

- 〇各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下「国保 連合会」という。)を会員とする社団法人。
 - ※国保連合会:国保の保険者である市町村が共同して国保事務を行うため、国民健康保険法 第83条から第86条の規定に基づき設立された公法人。
- 〇システム開発等国保連合会単位で行うと非効率な事業、都道府県域では収まりきれない事業を実施。

- 〇費用は、国保連合会の会費及び分担金と国庫補助で 賄う。
 - ※国保連合会の会費及び分担金は、市町村が保険料又は一般財源で負担。
 - →国庫補助は、脆弱な財政状況にある市町村の負担軽減のため行われる。

(社)国民健康保険中央会の役割



※ 国保の保険者である市町村

が共同で事務を行うため、公

し、負担金を拠出

法人である国保連合会を設立

※ 国保連・国保中央会は、市町村が設立した法人であり、 国民健康保険の他、市町村関連の様々な業務を実施

(業務)

- ① 高額レセプトの特別審査 ※ 国保、後期高齢者医療
- ② 国保連合会における審査支払の支援・調整、全国的なシステム開発、全国決済
 - ※ 国保、後期高齢者医療、介護保険、障害者自立 支援給付、公費負担医療、出産育児一時金等
- ③ 保健事業に対する支援
- ④ 超高額医療費の再々保険事業
- 5) その他国保連合会への支援(研修、調査研究等)

A県国保連合会

B県国保連合会

. . .

47都道府県の国保連合会

(業務)

- ① 審査支払(国保、後期高齢者、介護、障害者自立支援給付、公費負担医療、出産育児一時金等)
- ② 高額医療費の再保険事業
- ③ 資格管理等の共同事務処理
- ④ 市町村への支援(研修等)

A県の全市町村

B県の全市町村

. . .

47都道府県の全市町村

【市町村の事務】 国民健康保険、高齢者医療、介護保険、障害者自立支援、公費負担医療等

1 レセプト審査体制の向上等に関する補助事業(国民健康保険団体連合会等補助金)

国保制度の円滑な施行のために必要な各種業務を国の補助により実施するもの。

① 高額レセプトの特別審査

一定点数(医科:40万点)以上の高度な専門性を要するレセプトを中央で集中的に審査

この業務により

高度な知識を有する専門家からなる3者構成(支払側、診療側、公益)の特別審査委員会による審査の効率化・厳格化

平成20年度審査件数15,000件 ⇒医療費23億円減額

今後は

レセプトのオンライン化を踏まえ、更なる審査の効率化を図り、医療費の一層の適正化を図る。

② 標準的なシステム開発、維持管理

国保連合会が活用する各種システム(電子請求、画面審査、審査支払、レセプト管理、高額療養費計算等の保険者事務支援)について、標準システムを開発

この業務により

標準システムの開発により、国保連合会が個々に開発するより経費が抑えられ、審査支払手数料の引き 下げ、国保保険料の減額に寄与

今後は

レセプトのオンライン化を踏まえ、更なる業務効率化を推進する。 平成25年4月に予定されている国保制度の見直しへの迅速かつ円滑な対応を行う。

③ 診療報酬等の全国決済業務

他県被保険者が自県医療機関等へ受診した診療報酬と自県 被保険者が他県医療機関等へ受診した診療報酬の相殺 (21年度の業務実績) 県外分件数:2,558万件、県外分金額:5,022億円

この業務により

他県被保険者分であっても、医療機関等が所在地の国保連 合会へ請求することが可能となり、国保被保険者が全国の医 療機関等で現物給付を受けることが可能となる

-4-

④ 退職被保険者の適用適正化事務

年金保険者からの「年金受給権者一覧表」等を基に退職 者医療制度の適用対象者を把握し、データ提供を行う

平成20年度国保連合会へのデータ提供件数912,328人

この業務により

被用者保険の拠出金で賄われるべき退職者医療制度への被保険者の加入手続きを円滑にし、市町村国保の財政の安定化と国庫等公費負担の減額に寄与

平成19年度国庫等負担減額の効果額 ⇒約180億円

⑤ 超高額医療費共同事業

著しく高額な医療費の発生に対し、全国レベルでの再々保 険事業を実施

平成20年度対象件数5,389件(対前年度比130.5%) 事業規模45億400万円(対前年度比98.7%)

この業務により

高額医療費発生のリスクを分散し、市町村国 保の財政運営を安定化

⑥ 保健事業

市町村国保が行う特定健診・特定保健指導をはじめとした 各種保健事業の円滑な実施を支援 この業務により

市町村保健師が不足している中で、在宅保健師やボランティアの組織化を行い、市町村国保における保健事業を支援

2 介護保険制度における介護報酬の審査支払等に関する補助事業(介護保険事業費補助金)

介護保険制度の円滑な施行のため、国からの依頼により行っている標準システムの構築等を国の 補助により実施するもの。

① 介護保険審査支払等システムの開発、維持管理

国保連合会が市町村の委託を受けて、介護給付費の審査支払を行うため の標準システムの開発及び維持管理

② 介護給付適正化システムの開発、維持管理

適正化対策に有効なデータを市町村に提供できる標準システムの開発及び維持管理

この業務により

- ・全国統一システムの運用による保 険者事務の効率化、平準化
- ・個々の国保連合会のシステム開 発経費の合理化

今後は

平成24年4月に予定されている介護保険制度の抜本的見直しへの迅速かつ円滑な対応を行う。

③ 介護給付費等の全国決済業務

他県被保険者が自県介護事業所のサービスを利用した場合の介護報酬と 自県被保険者が他県介護事業所のサービスを利用した場合の介護報酬の 相殺

(21年度の業務実績) 県外分件数:207万件、県外分金額:1,753億円

この業務により

他県被保険者分であっても、介護事業所 が所在地の国保連合会へ請求すること が可能となり、被保険者が全国の介護事 業所で現物給付を受けることが可能とな る 3 障害者自立支援給付支払等システムに関する補助事業(給付費支払システム事業費)

障害者自立支援制度の円滑な施行のため、国からの依頼により行っている標準システムの構築等を国の補助により実施するもの。

① 給付費支払システムの開発、維持管理

国保連合会が市町村の委託を受けて、自立支援給付費等の支払を行うための標準システムの開発及び維持管理

この業務により

- ・全国統一システムの運用による市 町村支払事務の効率化、平準化
- ・個々の国保連合会のシステム開 発経費の合理化

② 自立支援給付費の全国決済業務

他県居住者が自県事業所のサービスを利用した給付費と自県居住者が他県事業所のサービスを利用した給付費の相殺

(21年度の業務実績)

県外分件数:19万件 県外分金額:391億円

この業務により

他県居住者分であっても、サービス事業所が所在地の国保連合会へ請求することが可能となり、サービス利用者が全国の事業所で現物給付を受けることが可能となる

今後は

障害者自立支援法に代わる新たな制度(平成25年8月までに実施予定)への迅速かつ円滑な対応を行う。

4 後期高齢者医療制度の円滑な運営に関する補助事業(後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金)

後期高齢者医療制度の円滑な施行のため、国からの依頼により行っている標準システムの構築等を国の補助により実施するもの。

① 全国的なシステムの開発、維持管理

後期高齢者医療広域連合及び市町村が活用する広域連合電算処理システム並びに国保連合会が活用する審査支払のためのシステムについて、標準システムを開発

この業務により

標準システムの提供により、個々の広域連合や 市町村のシステム開発の負担が軽減 平成20年度の制度施行の際の度重なる見直し にも迅速に対応

今後は

平成25年4月に予定されている高齢者医療制度の見直しへの迅速かつ円滑な対応を行う。

② 後期高齢者医療診療報酬等の全国決済業務

他県被保険者が自県医療機関等へ受診した診療報酬と自県被保険者が 他県医療機関等へ受診した診療報酬の相殺

(21年度実績) 県外分件数:825万件、県外分金額:3,492億円

③ 広域連合職員及び市町村職員への研修

後期高齢者医療制度業務に従事する広域連合職員及び市町村担当職員にシステム運用や端末操作の研修を実施し、システムの安定運用を支援

④ 保険料の特別徴収(年金からの天引き)に係る情報提供事務

年金保険者の年金受給者情報を基にした特別徴収のデータの市町村へ の提供

この業務により

他県被保険者分であっても、医療機関等が所在地の国保連合会へ請求することが可能となり、後期 高齢被保険者が全国の医療機関等で現物給付を 受けることが可能となる

この業務により

システム運用時における人的ミスの発生を防止し、制度運営が円滑化

この業務により

保険料の特別徴収が確実化

5 医療費情報総合管理分析システムに関する事業

国からの委託により、毎月の医療費の動向を迅速に把握し、分析(診療報酬改定や制度改正の基礎資料として活用)するために必要なデータを取得。

診療報酬(医療費)データ及び調剤報酬明細書のデータの抽出・編集及び提供

毎月、審査支払機関における診療報酬(医療費)データ及びレセプト電算処理システムで処理された調剤報酬明細書のデータを国における分析用に抽出・編集し、国に提供する業務。

この業務により

定期的なデータ抽出・編集、国への提供を確実に 行っている。

国保中央会に対して補助を行っている理由

- 1. 国保中央会や国保連合会は、<u>元々市町村が国民健康保険制度を共同して円滑に運営</u> するために設立した組織であり、国による補助もこれを支援するために実施。
- 2. また、国保中央会等が行っている市町村又はその広域連合が運営する後期高齢者医療、介護保険、障害者自立支援に関する業務についても、
 - ①国保関係業務との類似性からそのノウハウを活かすことができること、
 - ②市町村への新たな業務負担を軽減する必要があることから、 国からの要請に基づき実施しており、国による補助もこれらを支援するために実施。
- 3. 補助を効率的に行うため、事業実施のレベルに応じて、次のように実施。
 - ア. 市町村レベルの事業 → 市町村への補助 例)市町村国保の財政·事業運営に対する支援
 - イ. 都道府県レベルの事業 → 国保連合会への補助 例)国保連合会におけるシステム改修、共同事務処理等
 - ウ. <u>全国レベルの事業</u> → <u>国保中央会への補助</u>
 - 例)全国共通のシステム開発、全国決済、高額医療費の再々保険事業、 超高額医療費の特別審査、国保連合会に対する支援等
- 4. なお、仮に国保中央会等への補助が廃止される場合、その分、市町村財政や国保加入 者等の保険料負担に転嫁されることになる。